

令和2年度 第1回滋賀県環境学習等推進協議会 議事概要

日時：令和2年8月18日（火）14：30～16：30

場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム

出席：参加委員11名

事務局 環境政策課、琵琶湖博物館環境学習センター
教委幼小中教育課、教委生涯学習課

■議事「第三次滋賀県環境学習推進計画」の進行管理について

資料説明：事務局（環境政策課）

委員：

○この実施状況の内容には、県として実施している環境に関する施策のありとあらゆるものが網羅されていると思う。県の施策のうち、本進行管理の内容に含まれない事業はあるのか、どのような事業がありえるのか。

→（環境政策課）

そのような切り口から整理したことはない。

■議事：琵琶湖博物館環境学習センターの事業について

資料説明：事務局（環境学習センター）

委員：

○コロナ禍でいろいろと大変な面があると思うが、環境学習の機会の提供にリモートが活用できる可能性がみえてきたと思う。今後さらに活用の可能性は大きくなるだろう。

○現状としては、セキュリティの関係で、対象者を大幅に限定している部分があると推察するが、やり方次第で、環境学習等に興味を持つ幅広い子供たちを対象に学習機会の提供ができると思う。

■議事「第三次滋賀県環境学習推進計画」の改定について（素案）

資料説明：事務局（環境政策課）

委員：

○平成30年に環境教育等促進法基本方針の変更があり、ポイントとして、体験活動の捉え直しが行われた。自然体験に加え、社会体験、生活体験などにより、環境社会経済の統合に資するような資質を育む体験活動の推進が幅広く期待されている。

委員：

○P.8の基本目標に「いのち」というキーワードがあるので、「いのち」を守るといふ部分とつなげるのはありだと思ふ。環境省の地域循環共生圏の考え方は気候変動だけに対応したものではないので、P.8の36行目の「気候変動に対応した」の文言は必要ないと思ふ。

○P.18の「場や機会づくり」で、「自然を活用した幼児教育・・・」の文言はよいが、幼児教育や保育に関係していない一般的な広い意味での自然を活用した活動の情報提供が消えてしまっている気がする。広い意味でのそうした活動の情報を積極的に発信してほしい。

委員：

○P.5の原体験として自然に触れた経験が少ない先生という部分が非常に大切にネックとなっている。

○そこで、コミュニティ・スクールが中心となって、先生方と一緒に郷土や自然学習をどう進めていくのか、フィールドワークなどを通じてプログラムを考えていった。コミュニティ・スクールの制度を活用しながら、まずは先生方に興味を持ってもらい、子どもたちへと広げていってほしい。

委員：

○P.13の学校等の所にコミュニティ・スクールのことを書いてもよいと思つた。

○P.13のコラムで、守山市守山中学校の取組が展開されていくことによって、子どもたちがこの後どうなったのか、を書いていければよいと思ふ。

委員：

○先生方に川に入ってもらふのは大変だが、一度経験してもらふと生き物がいて、感動が生まれる。関心のない方に自然体験の面白さを知ってもらうことがネックである。それができないと子どもを連れていけない。最初の一步のための場づくりは行政の支援が必要と思ふ。

委員：

○学習をする前に先生との打ち合わせや現場を見てもらうなどして、先生に理解してもらふよう取り組んできたが、地域学校協働活動推進員のようなつなぎ役がいて、団体としてもありがたい。